

京都市会委員会条例の一部を改正する条例(平成25年2月28日京都市条例第45号)  
(市会事務局議事課)

地方自治法の一部改正により、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項を条例に委任するとされたことに伴い、次のとおり京都市会委員会条例を改正することとしました。

- 1 常任委員について、議員はそれぞれ1個の常任委員となるものとするとともに、特別委員の在任期間の規定を追加しました。
- 2 委員会における公聴会の規定を京都市会会議規則で規定し、本条例から当該規定を削除しました。
- 3 その他必要な規定の整備を行いました。

この条例は、平成25年3月1日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年2月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第45号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、それぞれ1個の常任委員となるものとする。

第4条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が、議会において審議されている間在任する。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(市会事務局議事課)